

に聴く 弁護士 判例から見る 労働トラブルの 防止対策



弁護士 庄司俊哉

22



メンタルヘルスが不調な労働者にどう対応する？

【事例】

Xは、平成2年4月1日、Y社（広告代理店）に入社したが、入社当初から徹夜を含む長時間の残業を行う状況で、心身共に疲労困ぱいした状態であった。そしてXは、平成3年8月27日に、自宅の風呂場で自殺しているのが発見された。Xの両親がY社を相手に、不法行為又は安全配慮義務違反による損害賠償請求を求めて提訴した。その結果、最高裁は、Y社に対し損害賠償義務を認めた。

これは、過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業所の割合は10・0%で、24年の調査（8・1%）より上昇しています。こういったことから、使用者の従業員に対するメンタルヘルス対応の重要性がますます高まっています。今回は過労自殺に関する初の最高裁判決（平成12年3月24日・電通事件）をもとに、使用者が労働者の心身の安全に関するどのような義務を負っているのかを、詳しく見てみましょう。

厚生労働省の平成25年「労働安全衛生調査（実態調査）」によれば、過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業所の割合は10・0%で、24年の調査（8・1%）より上昇しています。こういったことから、使用者の従業員に対するメンタルヘルス対応の重要性がますます高まっています。今回は過労自殺に関する初の最高裁判決（平成12年3月24日・電通事件）をもとに、使用者が労働者の心身の安全に関するどのような義務を負っているのかを、詳しく見てみましょう。



う点までは気付いていたのですが、まさかうつ病を発症していることまでは想定はしていなかつたと 思います。しかし今後は、上司はそういうことも疑わねばならなくなりました。さらに、重要なポイント②としては、上司が部下の健康状態の悪化に気づいたのであれば、「業務の量等を適切に調整するために措置を実際に採るべきであつた」とされた点です。本件では、上司らはXに対し、「帰宅してきちんと睡眠を取り、それで業務が終わらないのであれば翌朝早く出勤して行うこと」を口頭指導したのみでした。しかし判例は、こういった口頭指導では、「安全配慮義務を尽くしたとは言えない」としているのです。

では、どのようなことが適切な措置といえるのでしょうか。判例では具体的に列挙はされてはいませんが、使用者が採るべき措置として、①割り当てる業務の量の減少（不要業務の削除、業務処理

ストレスチェックの実施が義務付けられ、メンタルヘルスについての専門知識も要求されることから、日々の業務において産業医・顧問医のサポートを得ながら、対応方法を決定する機会も増えてくるでしょう。
 （福岡宗也法律事務所所長、元愛知労働局紛争調整委員）

イラスト・源 安孝

等の手順の見直し）、②業務の処理期間に余裕を持たせる、③業務に携わる担当者を増加させる、④労働者を配置転換する等が挙げられます。つまり部下の様子が「おかしい」と感じた上司は、本人に「休憩を取りなさいよ」と告げるだけの「本人の自主努力に任せる対応」ではなく、他の従業員の業務量への影響も考慮しつつ、現実的に組織として業務量の軽減をするこ

とまでが求められているのです。また、平成27年12月より従業員50人以上の事業場にストレスチェックの実施が義務付けられ、メンタルヘルスについての専門知識も要求されることから、日々の業務において産業医・顧問医のサポートを得ながら、対応方法を決定する機会も増えてくるでしょう。